

令和5年度第1回鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会会議 会議録

1 開催日時 令和5年11月15日（水）午後2時55分から午後3時25分まで

2 開催場所 鹿沼市役所行政棟2階中会議室

3 出席者

(1) 委員

杉原 弘修（会長）、直井 勇（副会長）、柏木 敬子、坂井 忍、鈴木 節也

(2) 事務局

秋澤総合政策部長、総合政策課／齋藤課長、川田総務係長、藤江主任主事、野口主事

4 議事

(1) 令和5年度鹿沼市情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

ア 事務局の説明

(ア) 情報公開請求について

- a 令和4年度の請求件数は39件であり、前年度の53件から14件減少した。
- b 実施機関別の請求件数は、市長に対する情報公開請求が28件で最も多く、全体の74%を占めている。次いで、農業委員会が5件、教育委員会が3件、などとなっている。
- c 市長に対する情報公開請求の所管部別の請求件数は、公共施設の活用、人事、税務等の事務を所管する行政経営部が10件と最も多い。
- d 請求者の区別の請求件数は、市内に住所を有する者からの請求件数が21件などとなっている一方、請求権を有しない者からの請求が16件となっている。なお、請求権を有しない者とは、主に市外・県外の個人又は法人であり、この数値から、本市の行政活動とは直接関係を有しない者からも行政情報に対する一定のニーズがあることを伺うことができる。
- e 請求の内容は、市が実施する事業の内容を確認するための請求が最も多く、全体の21%を占めている。次いで、上下水道関係が15%、契約関係が10%などとなっている。
- f 請求者の請求目的は、請求者へのヒアリングや請求内容から推察すると、行政運営が適正に行われているかどうかをチェックしようという趣旨のものが38%、行政情報を企業活動等に利用しようという趣旨のものが31%などとなっている。
- g 昨年度の請求事例の紹介について
 - (a) 令和5年3月6日にあった請求で、その請求の内容は、「宅地、建物、農地等に関する全ての時効取得に係る資料」であった。
 - (b) 民法の規定により、20年間、他人の物を、所有の意思を持って平穏に占有した場合には、時効取得が認められることとなっている。建物、農地等の不動産についても、この条件を満たせば時効取得が認められる。
 - (c) この情報を保有する実施機関は、市長部局の行政経営部税務課と農業委員会である。
 - (d) これらの実施機関がそのような情報を保有する経緯は、不動産について、

誰かが時効取得を完成した場合に、その後、法務局において、その時効取得をした建物、農地等の不動産登記簿について、所有権の移転の手続を行ったときは、その手続を受けた法務局は、時効取得により登記簿の情報が変更となったことを自治体に通知することとなっている。このため、本市においても、法務局からの通知によって、時効取得がされた土地や建物に関する情報を税務課で、時効取得がされた農地に関する情報を農業委員会で保有している。これらの部局では、その時効取得があった不動産に係る場所、所有者等の情報を一覧表にして管理している。

- (e) 市の所有する情報として、時効取得のあった不動産の一覧があり、それに
は、それぞれの土地等の場所が特定できる地番、所有者等の個人を特定できる
情報が記載されている。これには、法務局が管理する不動産登記簿に記載され
ている情報が多く含まれている。
 - (f) 不動産登記簿は、不動産登記法の規定により、法務局において誰でも閲覧
をすることができる。ただし、不動産登記簿の閲覧は、該当する不動産の地番
や家屋の番号を特定して行う必要があり、包括的な請求や範囲を特定しない
網羅的な請求は認められていない。
 - (g) また、本市の条例においては、個人に関する情報を非公開とすることを定
めている一方で、「法令の規定により公開されている情報」については、例外
的に公開することとしています。つまり、個人情報であっても、不動産登記簿
に載っている情報は、誰でも法務局で見ることのできる情報であることから、
既に公開されている情報であるとするとことができ、公開請求を受けた情報に
おいてでそのような情報があれば、公開することとしている。
 - (h) しかしながら、この請求は、鹿沼市全域の情報を求めるもので、個別の地
番を特定しない網羅的な請求であった。このような請求に対し、該当する
不動産の登記簿の情報を公開するとなると、不動産登記法で認められている
法務局の閲覧制度の範囲を大きく逸脱することとなる。
 - (i) したがって、この請求は、地番の特定がないことから、法務局の制度にお
いても公開しない情報となり、条例で定める「法令の規定により公開されてい
る情報」には該当しないため、個人情報については、非公開とする決定とした。
- h 決定内容別の決定件数は、請求のあった情報の全てを公開する決定が 1 1 件
で全体の 2 8 %、次いで一部を非公開とする部分公開が 2 1 件で 5 4 %、全
てを非公開とする決定が 6 件で 1 5 %などとなっている。
- i 部分公開を含めた非公開理由の内訳について、個人情報が 1 8 件で最も多く、
次いで請求された情報が存在しない該当情報不存在が 8 件、公開することによ
り今後の事業の執行を困難にするおそれがある行政運営情報が 6 件などとなっ
ている。
- j 審査請求の状況について、令和 4 年度は、請求者からの不服申立てはなかっ
た。

(イ) 個人情報開示等請求について

- a 令和4年度の請求件数は11件であった。
- b 実施機関別の個人情報開示等の請求件数としては、市長に対してのものが10件、消防長に対してのものが1件であった。なお、市長に対する請求の内訳は、市民部が2件、保健福祉部が8件であった。
- c 保健福祉部への請求が多い理由としては、介護保険に関する請求が多く見受けられ、これは、保険金等の請求等に当たり、介護認定に関する情報を必要とするケースが多いからである。

(ウ) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会について

令和4年度は、不服申立て案件ではなく、「個人情報の保護に関する法律に伴う個人情報保護制度の見直し」について審議をすることとともに、前年度の運用状況の報告をするため、令和4年10月31日に審査会の会議を開催した。

(エ) 審議会会議の公開について

令和4年度は、65の審議会について、延べ135回の会議が開催され、傍聴人は3人であった。

イ 委員の質疑・意見等

質疑・意見等	事務局の回答
紹介された昨年度の事例については、請求者に対して、十分な説明を尽くしたか。	十分に説明し、理解を得られることができた。
法務局において、地番を特定しないと登記簿の閲覧ができない制度としていることは、公開を拒む趣旨があるからではないと思う。ある番地からある番地までの範囲として請求するなど、ある程度の具体的な範囲の指定があれば、法務局は対応してくれる可能性があることから、この事例が訴訟に発展した場合には、どのような結果になるかはわからない。ただ、情報公開制度の考え方からして、市の決定は、特段の問題はなかったと思う。	

(3) その他（本年度の個人情報保護制度の運用状況について）

ア 事務局の説明

- a 昨年度までは、各自治体がそれぞれで定める条例に基づいて、個人情報保護制度が運用されていた。それを、国において、「個人情報の保護に関する法律」という一つの法律の下に、令和5年4月1日から全国共通のルールで運用することになった。同日の施行に合わせて、新たに法律に合わせた条例を整備するため、昨年度の審議会で、その条例案について審議し、承認を得た。
- b その後、令和5年3月の鹿沼市議会に、その条例案を提出し、議会の議決も得た。議会閉会後、条例を公布し、無事、令和5年4月1日の施行を迎えることができた。

- c 今年度に入ってからの状況は、幸いにも、制度の根拠が条例から法律への切り替わったことによって、本市の制度の内容は大きく変わるものではなかったため、各業務や窓口対応における個人情報の取扱いについて、混乱や特段の大きな課題を生じることもなく、これまでどおり適切に制度を運用している。
- d 新しい制度になったことによって、市民に大きな影響はないが、職員が進める事務手続、使用する書類の様式等が変更となった部分もあることから、現在、職員が事務をどのように進め、判断していくべきかの指針を示したガイドブックを作成している。このようなマニュアル等も整備しながら、今後とも、適切な運用に努めていく。